

○ やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成18年11月17日障障発第1117002号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

（変更点は下線部）

新	旧
<p>障障発第1117002号 平成18年11月17日</p> <p>一部改正 障障発第0526001号 平成20年5月26日</p> <p>一部改正 障障発第0701001号 平成21年7月1日</p> <p>一部改正 障障発0331第2号 平成22年3月31日</p> <p>一部改正 障障発0928第1号 平成23年9月28日</p> <p>一部改正 障障発0330第2号 平成24年3月30日</p> <p>一部改正 障障発0626第1号 平成24年6月26日</p>	<p>障障発第1117002号 平成18年11月17日</p> <p>一部改正 障障発第0526001号 平成20年5月26日</p> <p>一部改正 障障発第0701001号 平成21年7月1日</p> <p>一部改正 障障発0331第2号 平成22年3月31日</p> <p>一部改正 障障発0928第1号 平成23年9月28日</p> <p>一部改正 障障発0330第2号 平成24年3月30日</p>
<p>各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿</p>	<p>各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿</p>
<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p>
<p>やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて</p>	<p>やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて</p>
<p>身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法第15条の4第1項若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法第21条の6の規定に基づき、平成18年10月1日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについては、交付要綱等に定めることとしているが、その内容は下記のとおりであり、平成18年10月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村等に対して周知をお願いしたい。</p> <p>おって、平成18年3月31日障障発第0331001号「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」は廃止する。ただし、平成18年9月30日以前に行われたやむを得ない事由による措置に係る単価等の取扱いについては、なお従前の例による。</p>	<p>身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法第15条の4第1項若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法第21条の6の規定に基づき、平成18年10月1日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについては、交付要綱等に定めることとしているが、その内容は下記のとおりであり、平成18年10月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村等に対して周知をお願いしたい。</p> <p>おって、平成18年3月31日障障発第0331001号「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」は廃止する。ただし、平成18年9月30日以前に行われたやむを得ない事由による措置に係る単価等の取扱いについては、なお従前の例による。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>1 平成18年10月1日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の</p>	<p>1 平成18年10月1日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の</p>

費用の算定に当たっては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。以下「介護給付費等基準額」という。）及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第42条の2によって読み替えられた障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第58条第3項に規定する指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額（以下「療養介護医療費基準額」という。）に特定費用（食費、光熱水費（入所施設に係るものに限る。）に限る。）を合算した額とするものであること。ただし、療養介護においては特定費用を合算しないこと。

なお、障害程度区分等により報酬単価の異なる障害福祉サービスについては、支給決定を行うまでの間は、当面、それぞれの障害福祉サービスごとに最も低い区分の単価を適用すること。

2 原則として、措置を行った月の翌月末までに介護給付費等の支給決定を行い、翌々月から介護給付費等の支払を行うこと。

ただし、措置を行った日が月の初旬である場合は、当該月末までに支給決定を行い、翌月から介護給付費等の支給を行うことができるように努めること。

3 支給決定により、それまでの措置に適用した区分の単価を変更する必要が生じた場合には、措置を行った日まで遡って適用するものとする。

ただし、支給決定の結果、当該サービスが対象外となった場合には、措置を行った日まで遡って適用する必要はないこと。

4 利用者負担額については、別紙（やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準）を適用することとし、市町村が利用者から徴収するものとする。

5 複数のサービスを利用することにより別紙（1）の階層区分に応じた負担基準月額を超える障害者本人の利用者負担額が発生する場合には、別紙（1）の階層区分に応じた負担基準月額を上限とすること。

なお、重度障害者等包括支援にかかる利用者負担額についても、同様の取扱いとすること。

6 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合及び複数のサービスを利用することにより別紙（2）の階層区分に応じた負担基準月額を超える扶養義務者の利用者負担額が発生する場合には、別紙（2）の階層区分に応じた負担基準月額を上限とすること。

なお、重度障害者等包括支援にかかる利用者負担額についても、同様の取扱いとすること。

費用の算定に当たっては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。以下「介護給付費等基準額」という。）及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第42条の2によって読み替えられた障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第58条第3項に規定する指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額（以下「療養介護医療費基準額」という。）に特定費用（食費、光熱水費（入所施設に係るものに限る。）に限る。）を合算した額とするものであること。ただし、療養介護においては特定費用を合算しないこと。

なお、障害程度区分等により報酬単価の異なる障害福祉サービスについては、支給決定を行うまでの間は、当面、それぞれの障害福祉サービスごとに最も低い区分の単価を適用すること。

2 原則として、措置を行った月の翌月末までに介護給付費等の支給決定を行い、翌々月から介護給付費等の支払を行うこと。

ただし、措置を行った日が月の初旬である場合は、当該月末までに支給決定を行い、翌月から介護給付費等の支給を行うことができるように努めること。

3 支給決定により、それまでの措置に適用した区分の単価を変更する必要が生じた場合には、措置を行った日まで遡って適用するものとする。

ただし、支給決定の結果、当該サービスが対象外となった場合には、措置を行った日まで遡って適用する必要はないこと。

4 利用者負担額については、別紙（やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準）を適用することとし、市町村が利用者から徴収するものとする。

5 複数のサービスを利用することにより別紙（1）の階層区分に応じた負担基準月額を超える障害者本人の利用者負担額が発生する場合には、別紙（1）の階層区分に応じた負担基準月額を上限とすること。

なお、重度障害者等包括支援にかかる利用者負担額についても、同様の取扱いとすること。

6 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合及び複数のサービスを利用することにより別紙（2）の階層区分に応じた負担基準月額を超える扶養義務者の利用者負担額が発生する場合には、別紙（2）の階層区分に応じた負担基準月額を上限とすること。

なお、重度障害者等包括支援にかかる利用者負担額についても、同様の取扱いとすること。

7 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、本制度による利用者負担額は次により算定した額とすること。  
利用者負担額 = 本制度により算定した額 - 他の制度による費用徴収額

8 公費の支弁については、障害者自立支援給付費負担金から支弁することとする。

(別紙)

やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準

(1) 障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）被措置者の利用者負担額

対象収入額等による階層区分		負担基準月額	
		施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合	
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者（以下、「被保護者等」という。）	円	0
2	前年分の対象収入額の年額区分		
3	0円 ～ 270,000円		0
4	270,001 ～ 280,000		1,000
5	280,001 ～ 300,000		1,800
6	300,001 ～ 320,000		3,400
7	320,001 ～ 340,000		4,700
8	340,001 ～ 360,000		5,800
9	360,001 ～ 380,000		7,500
10	380,001 ～ 400,000		9,100
11	400,001 ～ 420,000		10,800
12	420,001 ～ 440,000		12,500
13	440,001 ～ 460,000		14,100
14	460,001 ～ 480,000		15,800
15	480,001 ～ 500,000		17,500
16	500,001 ～ 520,000		19,100
17	520,001 ～ 540,000		20,800

7 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、本制度による利用者負担額は次により算定した額とすること。  
利用者負担額 = 本制度により算定した額 - 他の制度による費用徴収額

8 公費の支弁については、障害者自立支援給付費負担金から支弁することとする。

(別紙)

やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準

(1) 障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）被措置者の利用者負担額

対象収入額等による階層区分		負担基準月額	
		施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合	
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者（以下、「被保護者等」という。）	円	0
2	前年分の対象収入額の年額区分		
3	0円 ～ 270,000円		0
4	270,001 ～ 280,000		1,000
5	280,001 ～ 300,000		1,800
6	300,001 ～ 320,000		3,400
7	320,001 ～ 340,000		4,700
8	340,001 ～ 360,000		5,800
9	360,001 ～ 380,000		7,500
10	380,001 ～ 400,000		9,100
11	400,001 ～ 420,000		10,800
12	420,001 ～ 440,000		12,500
13	440,001 ～ 460,000		14,100
14	460,001 ～ 480,000		15,800
15	480,001 ～ 500,000		17,500
16	500,001 ～ 520,000		19,100
17	520,001 ～ 540,000		20,800

17	540,001	～	560,000	22,500
18	560,001	～	580,000	24,100
19	580,001	～	600,000	25,800
20	600,001	～	640,000	27,500
21	640,001	～	680,000	30,800
22	680,001	～	720,000	34,100
23	720,001	～	760,000	37,500
24	760,001	～	800,000	39,800
25	800,001	～	840,000	41,800
26	840,001	～	880,000	43,800
27	880,001	～	920,000	45,800
28	920,001	～	960,000	47,800
29	960,001	～	1,000,000	49,800
30	1,000,001	～	1,040,000	51,800
31	1,040,001	～	1,080,000	54,400
32	1,080,001	～	1,120,000	57,100
33	1,120,001	～	1,160,000	59,800
34	1,160,001	～	1,200,000	62,400
35	1,200,001	～	1,260,000	65,100
36	1,260,001	～	1,320,000	69,100
37	1,320,001	～	1,380,000	73,100
38	1,380,001	～	1,440,000	77,100
39	1,440,001	～	1,500,000	81,100
40	1,500,001 円以上			(対象収入額－150万円) × 0.9 ÷ 12月 + 81,100円 (100円未満切り捨て)

(注)  
1 障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額に掲げる額とする。  
2 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

(2) 障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）被措置者の扶養義務者の利用者負担額

税額等による階層区分	負担基準月額
	施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合

17	540,001	～	560,000	22,500
18	560,001	～	580,000	24,100
19	580,001	～	600,000	25,800
20	600,001	～	640,000	27,500
21	640,001	～	680,000	30,800
22	680,001	～	720,000	34,100
23	720,001	～	760,000	37,500
24	760,001	～	800,000	39,800
25	800,001	～	840,000	41,800
26	840,001	～	880,000	43,800
27	880,001	～	920,000	45,800
28	920,001	～	960,000	47,800
29	960,001	～	1,000,000	49,800
30	1,000,001	～	1,040,000	51,800
31	1,040,001	～	1,080,000	54,400
32	1,080,001	～	1,120,000	57,100
33	1,120,001	～	1,160,000	59,800
34	1,160,001	～	1,200,000	62,400
35	1,200,001	～	1,260,000	65,100
36	1,260,001	～	1,320,000	69,100
37	1,320,001	～	1,380,000	73,100
38	1,380,001	～	1,440,000	77,100
39	1,440,001	～	1,500,000	81,100
40	1,500,001 円以上			(対象収入額－150万円) × 0.9 ÷ 12月 + 81,100円 (100円未満切り捨て)

(注)  
1 障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額に掲げる額とする。  
2 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

(2) 障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）被措置者の扶養義務者の利用者負担額

税額等による階層区分	負担基準月額
	施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合

A	被保護者等		円	
			0	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）		0	
C1	前年分の所得税が非課税の者	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	2,200	
C2	税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	3,300	
		前年分の所得税額の年額区分		
D1	前年分の所得税が課税の者	0円 ～ 15,000円	4,500	
D2		15,001 ～ 40,000	6,700	
D3		40,001 ～ 70,000	9,300	
D4		70,001 ～ 183,000	14,500	
D5		183,001 ～ 403,000	20,600	
D6		403,001 ～ 703,000	27,100	
D7		703,001 ～ 1,078,000	34,300	
D8		1,078,001 ～ 1,632,000	42,500	
D9		1,632,001 ～ 2,303,000	51,400	
D10		2,303,001 ～ 3,117,000	61,200	
D11		3,117,001 ～ 4,173,000	71,900	
D12		4,173,001 ～ 5,334,000	83,300	
D13		5,334,001 ～ 6,674,000	95,600	
D14		6,674,001円以上	介護給付費等基準額	

(注)

- 1 障害者の扶養義務者（障害者の入所時に障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者をいう。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第

A	被保護者等		円	
			0	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）		0	
C1	前年分の所得税が非課税の者	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	2,200	
C2	税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	3,300	
		前年分の所得税額の年額区分		
D1	前年分の所得税が課税の者	0円 ～ 15,000円	4,500	
D2		15,001 ～ 40,000	6,700	
D3		40,001 ～ 70,000	9,300	
D4		70,001 ～ 183,000	14,500	
D5		183,001 ～ 403,000	20,600	
D6		403,001 ～ 703,000	27,100	
D7		703,001 ～ 1,078,000	34,300	
D8		1,078,001 ～ 1,632,000	42,500	
D9		1,632,001 ～ 2,303,000	51,400	
D10		2,303,001 ～ 3,117,000	61,200	
D11		3,117,001 ～ 4,173,000	71,900	
D12		4,173,001 ～ 5,334,000	83,300	
D13		5,334,001 ～ 6,674,000	95,600	
D14		6,674,001円以上	介護給付費等基準額	

(注)

- 1 障害者の扶養義務者（障害者の入所時に障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者をいう。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第

175号)及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

- (3) 障害福祉サービス(療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援)被措置者の利用者負担額((1)に該当する者を除く。)

第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

- (3) 障害福祉サービス(療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援)被措置者の利用者負担額((1)に該当する者を除く。)

対象収入額等による階層区分		負担基準月額	
		療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	
1	被保護者等	円	
		0	
	前年分の対象収入額の年額区分		
2	0円 ~ 270,000円	0	
3	270,001 ~ 280,000	500	
4	280,001 ~ 300,000	900	
5	300,001 ~ 320,000	1,700	
6	320,001 ~ 340,000	2,300	
7	340,001 ~ 360,000	2,900	
8	360,001 ~ 380,000	3,700	
9	380,001 ~ 400,000	4,500	
10	400,001 ~ 420,000	5,400	
11	420,001 ~ 440,000	6,200	
12	440,001 ~ 460,000	7,000	
13	460,001 ~ 480,000	7,900	
14	480,001 ~ 500,000	8,700	
15	500,001 ~ 520,000	9,500	
16	520,001 ~ 540,000	10,400	
17	540,001 ~ 560,000	11,200	
18	560,001 ~ 580,000	12,000	
19	580,001 ~ 600,000	12,900	
20	600,001 ~ 640,000	13,700	
21	640,001 ~ 680,000	15,400	
22	680,001 ~ 720,000	17,000	

対象収入額等による階層区分		負担基準月額	
		療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	
1	被保護者等	円	
		0	
	前年分の対象収入額の年額区分		
2	0円 ~ 270,000円	0	
3	270,001 ~ 280,000	500	
4	280,001 ~ 300,000	900	
5	300,001 ~ 320,000	1,700	
6	320,001 ~ 340,000	2,300	
7	340,001 ~ 360,000	2,900	
8	360,001 ~ 380,000	3,700	
9	380,001 ~ 400,000	4,500	
10	400,001 ~ 420,000	5,400	
11	420,001 ~ 440,000	6,200	
12	440,001 ~ 460,000	7,000	
13	460,001 ~ 480,000	7,900	
14	480,001 ~ 500,000	8,700	
15	500,001 ~ 520,000	9,500	
16	520,001 ~ 540,000	10,400	
17	540,001 ~ 560,000	11,200	
18	560,001 ~ 580,000	12,000	
19	580,001 ~ 600,000	12,900	
20	600,001 ~ 640,000	13,700	
21	640,001 ~ 680,000	15,400	
22	680,001 ~ 720,000	17,000	



	階層に該当する者を除く。)		
		前年分の所得税額の年額区分	
D1	前年分の所得	0円～15,000円	2,200
D2	税が課税の者	15,001～40,000	3,300
D3	(A階層又は	40,001～70,000	4,600
D4	B階層に該当	70,001～183,000	7,200
D5	する者を除	183,001～403,000	10,300
D6	く。)	403,001～703,000	13,500
D7		703,001～1,078,000	17,100
D8		1,078,001～1,632,000	21,200
D9		1,632,001～2,303,000	25,700
D10		2,303,001～3,117,000	30,600
D11		3,117,001～4,173,000	35,900
D12		4,173,001～5,334,000	41,600
D13		5,334,001～6,674,000	47,800
D14		6,674,001円以上	介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額

(注)

- 1 障害者の扶養義務者（障害者の入所時に障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者をいう。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）」に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
  - (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項

	階層に該当する者を除く。)		
		前年分の所得税額の年額区分	
D1	前年分の所得	0円～15,000円	2,200
D2	税が課税の者	15,001～40,000	3,300
D3	(A階層又は	40,001～70,000	4,600
D4	B階層に該当	70,001～183,000	7,200
D5	する者を除	183,001～403,000	10,300
D6	く。)	403,001～703,000	13,500
D7		703,001～1,078,000	17,100
D8		1,078,001～1,632,000	21,200
D9		1,632,001～2,303,000	25,700
D10		2,303,001～3,117,000	30,600
D11		3,117,001～4,173,000	35,900
D12		4,173,001～5,334,000	41,600
D13		5,334,001～6,674,000	47,800
D14		6,674,001円以上	介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額

(注)

- 1 障害者の扶養義務者（障害者の入所時に障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者をいう。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
  - (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項



- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

(5) 障害福祉サービス(居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、短期入所、共同生活介護、共同生活援助)被措置者及び扶養義務者利用者負担額

(5) 障害福祉サービス(居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、短期入所、共同生活介護、共同生活援助)被措置者及び扶養義務者利用者負担額

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	重度訪問介護 30分当たり	短期入所 1日当たり	グループホーム ケアホーム 1月当たり
A	被保護者等	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者(A階層に該当する者を除く。)	0	0	0	0	0
C1	前年分の所得税が非課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	1,100	50	50	100	1,100
C2	前年分の所得税が課税の者(当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者)	1,600	100	100	200	1,600
D1	前年分の所得税が課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	0円	150	150	300	2,200
D2	15,000円	3,300	200	200	400	3,300
D3	40,000円	4,600	250	250	600	4,600
D4	70,000円	7,200	300	300	1,000	7,200
D5	183,000円	10,300	400	400	1,400	10,300
	403,000円					

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	重度訪問介護 30分当たり	短期入所 1日当たり	グループホーム ケアホーム 1月当たり
A	被保護者等	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者(A階層に該当する者を除く。)	0	0	0	0	0
C1	前年分の所得税が非課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	1,100	50	50	100	1,100
C2	前年分の所得税が課税の者(当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者)	1,600	100	100	200	1,600
D1	前年分の所得税が課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	0円	150	150	300	2,200
D2	15,000円	3,300	200	200	400	3,300
D3	40,000円	4,600	250	250	600	4,600
D4	70,000円	7,200	300	300	1,000	7,200
D5	183,000円	10,300	400	400	1,400	10,300
	403,000円					

D6	403,001 ～ 703,000	13,500	500	500	1,800	13,500
D7	703,001 ～ 1,078,000	17,100	600	600	2,300	17,100
D8	1,078,001 ～ 1,632,000	21,200	800	800	2,800	21,200
D9	1,632,001 ～ 2,303,000	25,700	1,000	1,000	3,400	25,700
D10	2,303,001 ～ 3,117,000	30,600	1,200	1,200	4,100	30,600
D11	3,117,001 ～ 4,173,000	35,900	1,400	1,400	4,800	35,900
D12	4,173,001 ～ 5,334,000	41,600	1,600	1,600	5,500	41,600
D13	5,334,001 ～ 6,674,000	47,800	1,900	1,900	6,400	47,800
D14	6,674,001円 以上	介護給付 費等基準 額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等基 準額

(注)

- 1 障害者及びその扶養義務者（障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が 20 歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が 7 時間 30 分以上の場合は、当該額を 16 倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。ただし、障害者については、介護給付費等基準額を上限とし、扶養義務者については、介護給付費等基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を上限とする。
- 2 注 1 の規定にかかわらず、障害者及びその扶養義務者の 1 月当たりの負担額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第 292 条第 1 項第 1 号及び 第 2 号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第 323 条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得

D6	403,001 ～ 703,000	13,500	500	500	1,800	13,500
D7	703,001 ～ 1,078,000	17,100	600	600	2,300	17,100
D8	1,078,001 ～ 1,632,000	21,200	800	800	2,800	21,200
D9	1,632,001 ～ 2,303,000	25,700	1,000	1,000	3,400	25,700
D10	2,303,001 ～ 3,117,000	30,600	1,200	1,200	4,100	30,600
D11	3,117,001 ～ 4,173,000	35,900	1,400	1,400	4,800	35,900
D12	4,173,001 ～ 5,334,000	41,600	1,600	1,600	5,500	41,600
D13	5,334,001 ～ 6,674,000	47,800	1,900	1,900	6,400	47,800
D14	6,674,001円 以上	介護給付 費等基準 額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等基 準額

(注)

- 1 障害者及びその扶養義務者（障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が 20 歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が 7 時間 30 分以上の場合は、当該額を 16 倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。ただし、障害者については、介護給付費等基準額を上限とし、扶養義務者については、介護給付費等基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を上限とする。
- 2 注 1 の規定にかかわらず、障害者及びその扶養義務者の 1 月当たりの負担額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第 292 条第 1 項第 1 号及び 第 2 号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第 323 条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得

割の額の計算においては、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 6 項の規定は適用しないものとする。

4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）及び平成 24 年 6 月 25 日障発 0625 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第 78 条第 1 項並びに第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）及び第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第 92 条第 1 項並びに第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
- (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 4 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 12 条

(6) 障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度訪問介護）における障害児の扶養義務者の利用者負担額

割の額の計算においては、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 6 項の規定は適用しないものとする。

4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第 78 条第 1 項並びに第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）及び第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第 92 条第 1 項並びに第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
- (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 4 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 12 条

(6) 障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度訪問介護）における障害児の扶養義務者の利用者負担額

税額等による階層区分	上限月額	負担基準額	
		居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	短期入所 1日当たり
A 被保護者等	円 0	円 0	円 0
B 当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0	0	0
C1 前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	1,100	50	100
C2 前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	1,600	100	200
D1 前年分の所得税が課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円～15,000円	150	300
D2 前年分の所得税が課税の者（A階層に該当する者を除く。）	15,001～40,000	200	400

税額等による階層区分	上限月額	負担基準額	
		居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	短期入所 1日当たり
A 被保護者等	円 0	円 0	円 0
B 当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0	0	0
C1 前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	1,100	50	100
C2 前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	1,600	100	200
D1 前年分の所得税が課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円～15,000円	150	300
D2 前年分の所得税が課税の者（A階層に該当する者を除く。）	15,001～40,000	200	400

D3	層又はB階層に該当する者を除く。)	40,001 ～ 70,000	4,600	250	600	D3	層又はB階層に該当する者を除く。)	40,001 ～ 70,000	4,600	250	600
D4		70,001 ～ 183,000	7,200	300	1,000	D4		70,001 ～ 183,000	7,200	300	1,000
D5		183,001 ～ 403,000	10,300	400	1,400	D5		183,001 ～ 403,000	10,300	400	1,400
D6		403,001 ～ 703,000	13,500	500	1,800	D6		403,001 ～ 703,000	13,500	500	1,800
D7		703,001 ～ 1,078,000	17,100	600	2,300	D7		703,001 ～ 1,078,000	17,100	600	2,300
D8		1,078,001 ～ 1,632,000	21,200	800	2,800	D8		1,078,001 ～ 1,632,000	21,200	800	2,800
D9		1,632,001 ～ 2,303,000	25,700	1,000	3,400	D9		1,632,001 ～ 2,303,000	25,700	1,000	3,400
D10		2,303,001 ～ 3,117,000	30,600	1,200	4,100	D10		2,303,001 ～ 3,117,000	30,600	1,200	4,100
D11		3,117,001 ～ 4,173,000	35,900	1,400	4,800	D11		3,117,001 ～ 4,173,000	35,900	1,400	4,800
D12		4,173,001 ～ 5,334,000	41,600	1,600	5,500	D12		4,173,001 ～ 5,334,000	41,600	1,600	5,500
D13		5,334,001 ～ 6,674,000	47,800	1,900	6,400	D13		5,334,001 ～ 6,674,000	47,800	1,900	6,400
D14		6,674,001 円以上	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	D14		6,674,001 円以上	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額

(注)

- 1 障害児の扶養義務者（障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が7時間30分以上の場合は、当該額を16倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。なお、児童福祉法第63条の4の規定により、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、その旨を市町村長に通知された障害児に対し、重度訪問介護にかかるやむを得ない事由による措置を行った場合については、この表の負担基準額の欄に掲げる額に、(5)の表の重度訪問介護にかかる負担基準額の欄に掲げる額を加えた額とする。ただし、介護給付費等基準額を上限とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計

(注)

- 1 障害児の扶養義務者（障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が7時間30分以上の場合は、当該額を16倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。なお、児童福祉法第63条の4の規定により、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、その旨を市町村長に通知された障害児に対し、重度訪問介護にかかるやむを得ない事由による措置を行った場合については、この表の負担基準額の欄に掲げる額に、(5)の表の重度訪問介護にかかる負担基準額の欄に掲げる額を加えた額とする。ただし、介護給付費等基準額を上限とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計

算においては、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 6 項の規定は適用しないものとする。

4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）及び平成 24 年 6 月 25 日障発 0625 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第 78 条第 1 項並びに第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）及び第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第 92 条第 1 項並びに第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
- (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 4 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 12 条

算においては、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 6 項の規定は適用しないものとする。

4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第 78 条第 1 項並びに第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）及び第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第 92 条第 1 項並びに第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
- (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 4 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 12 条